ＪＲ久留米駅東西自由通路

ご利用案内

久留米市の魅力ある
お店や企業を来訪者に
ＰＲできるように
販売・展示スペースの
貸出を開始しました！

久留米市 都市建設部 路政課

はじめに

久留米市の魅力あるお店や企業を来訪者にＰＲできるように販売・展示スペースの貸し出しを開始しました。

久留米市の玄関口としてふさわしいにぎわいのある場所とするため、多くの方に利用していただけるようにこのパンフレットを作成しました。

1．ＪＲ久留米駅東西自由通路について

ＪＲ久留米駅東西自由通路

九州新幹線・在来線・バスと多様な公共交通機関が集まる中核駅に立地する通路です。

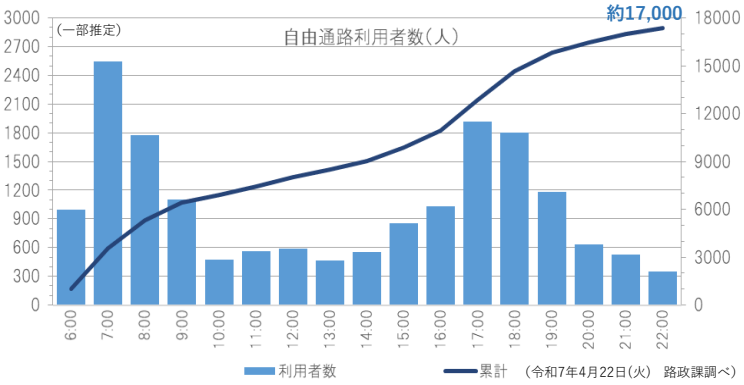

魅力①
圏域人口４３万人の中核駅に立地

魅力②
屋根付きのため全天候対応可能

魅力③
通路利用者は1日15,000人超

2．使用できる場所

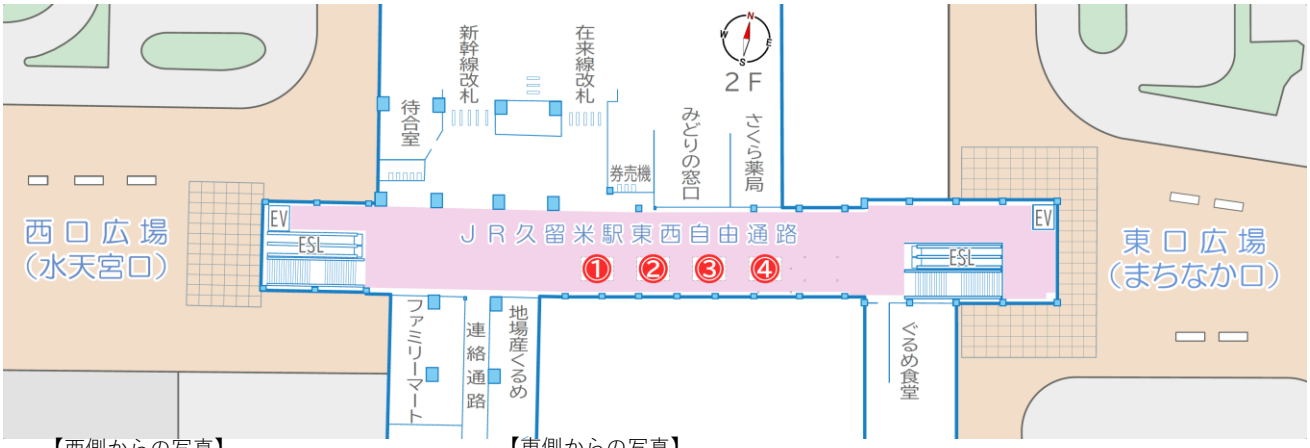

【西側からの写真】

【東側からの写真】

- ３ｍ×４ｍの範囲で貸出
- ①②は販売用スペース
- ③④は展示用スペース

3．販売での使用の場合

（販売イメージ）

① 使用までの流れ

２１日前まで	使用日まで	使用日	使用後５日以内	納付期限まで
申込み（申請）	**許可**	**使用**	**実績報告**	**使用料の納付**
裏面のＵＲＬまたはＱＲコードから申込み	許可書を送付します	使用後に実績報告	使用の翌日から５日以内に実績報告	納付書による使用料の支払い

② 使用料

期間	料金（税込）
１日	８００円　又は　売上の１５％ （どちらか高い方）

③ 注意事項

・貸し出しは日単位で、連続７日間使用できます。
・１日の使用可能時間は６：３０～２２：３０です。（設営撤去を含む）
・関係行政機関（保健所、税務署等）との調整や届出が必要な場合は、使用者で手続きを行ってください。
・複数日にまたがって使用される場合は、設置物品は毎日撤去してください。
・使用料は後払いとなります。

4．展示での使用の場合

（展示イメージ）

① 使用までの流れ

２１日前まで	使用日まで	使用日まで	使用日	使用後５日以内
申込み（申請）	**許可**	**使用料の納付**	**使用**	**実績報告**
裏面のＵＲＬまたはＱＲコードから申込み	許可書を送付します	納付書による使用料の支払い	・許可初日から設営等可能 ・使用後に実績報告	使用の翌日から５日以内に実績報告

② 使用料

期間	料金（税込）
１週	２５，４１０円

※公用目的の場合は、減免対象となる場合があるため別途ご相談ください。

③ 注意事項

・貸し出しは週単位で、連続１年間利用できます。
　貸出期間は水曜日から翌週の火曜日となります。（例）１月１日（水）～１月７日（火）
・使用料は前払いとなります。

5．申し込み方法

下記のＵＲＬまたはＱＲコードからお申し込みください。

https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=shinsei&lgCd=402036&shinseiFmtNo=rosei2&shinseiEdaban=02

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

6．注意事項

申請上の注意

①通路利用者の利便性を確保し、通路の賑わいづくりに寄与する行為のみ使用できます。
②使用許可を受けた目的以外で使用しないでください。
③許可を受けた場所の一部や全部を、第三者に転貸することや権利を譲渡することはできません。
④使用許可を受けた方が次の申請をされる場合は、前の使用許可の最終日翌日以降より受付を行います。（最短で３週間後の使用となります。）
⑤受付は原則先着順ですが、市内の地域資源や産業の活用・ＰＲ・賑わいづくりの観点から日程調整や場所調整をさせていただくことがあります。

使用上の注意

①使用中及び設営・撤去の際の安全管理は使用者が責任をもって行ってください。
②販売・展示される物品の防犯等の対策は申請者で講じてください。
③自由通路床面は、あらかじめシートを引くなど、汚さないように対策をしてください。また、使用後は使用場所とその周辺を清掃し、発生したゴミは当日に使用者が持ち帰ってください。
④使用者が施設や設備に損害を与えた場合は、その損害額のすべてを賠償していただきます。
⑤自由通路における火気の使用や煙を発生するような行為はできません。
⑥電気を使用する場合は事前に申請してください。なお許容電力量を超える使用はできません。
⑦備品（机・椅子等）を使用される場合は使用者自身で準備してください。
⑧重量物を設置または展示される場合は、事前にご相談ください。

7．Ｑ＆Ａ

Ｑ．使用を希望した日が他団体と重なったときはどうなるの？
Ａ．原則は先着順となります。

Ｑ．使用後の実績報告はどうしたらいいの？
Ａ．使用後にオンラインにて実績を報告していただきます。
報告は右のＱＲコードからお願いします。

【ＱＲ】

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

Ｑ．使用料はどうやって支払うの？
Ａ．納付書を路政課窓口まで取りに来ていただき、所定の銀行で支払っていただきます。

Ｑ．物品の販売時の使用料について、計算方法をくわしく教えて！
Ａ．（例）売上額が２５，５００円だった場合
使用料　２５，５００円×１５％＝３，８２５円
≒３，８２０円（１０円未満は切り捨て）
８００円＜３，８２０円　よって使用料は　３，８２０円　となります。

Ｑ．販売用スペースでの飲食はできるの？
Ａ．指定された範囲内で飲食スペースを設けていただければ可能です。

【お問い合わせ】
〒830-8520
久留米市城南町１５−３ 本庁舎１０階　久留米市都市建設部路政課
TEL ：0942-30-9076
FAX ：0942-30-9712
Mail ：rosei@city.kurume.lg.jp